

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岡崎市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	91,802
交通不便地域	8,109

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
8,109	旧額田地区	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
岡崎市地域公共交通網形成計画	平成28年5月1日	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月〇日付国総支第〇号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

